

---

プロジェクト **バーチャル PPA に係る会計上の取扱い**

項目 **第 169 回実務対応専門委員会で聞かれた意見**

---

## I. 本資料の目的

1. 本資料は、第 169 回実務対応専門委員会（2025 年 7 月 2 日開催）で議論された事務局の分析及び提案について、聞かれた意見をまとめたものである。

## II. 事務局の分析及び提案について聞かれた意見

### （制度変更への対応の検討）

2. 本文について事務局の修正案の方向性に賛成する。親会社での費用の認識時期と親子間での取引が期を跨ぐ場合についての懸念はあるものの、需要家である親会社から子会社への非化石価値の融通が転売には該当しない点及び親会社における費用の減額処理についての記載が結論の背景にあれば、事務局で想定されている会計処理と大きく異なる結果にはならないと考える。
3. 子会社及び関連会社に非化石価値を融通する場合に通常想定されるプロセスについて、具体的にどのような手続を経て、どのような時点で融通が行われるのかによって会計処理に影響する可能性があると考えられるため、当該プロセスを明確にした上で会計処理を整理することをご検討いただきたい。
4. 子会社及び関連会社に非化石価値を融通するプロセスの内容や、融通が行われたと考えられる時点の捉え方次第で、親会社が実務対応報告公開草案第 70 号「非化石価値の特定の購入取引における需要家の会計処理に関する当面の取扱い（案）」（以下「本公開草案」という。）第 4 項に従って費用処理を行った時点よりも後ろの時点において費用の減額処理が行われることが考えられる。子会社から対価を受領して融通することが当初から予定されている場合などは、親会社において先行して費用処理を行わずに何らかの資産を計上することも考えられる。親会社と子会社との間で非化石価値の融通がある場合、一般的には実費の精算など何らかの取引が発生することが多いと考えられる。実務上は、窓口として非化石価値を調達した親会社が何らかの資産勘定又は仮払金のような勘定で処理をし、子会社と実費精算をする段階でそれらの勘定を取り崩すような処理も想定される。現在の事務局の提案では、親会社が費用処理することが明記されており、資産勘定を介した処理が認められないような印象を受けた。

5. 期ずれの取引が生じうる点に懸念がある。例えば、親会社での費用処理の時点と子会社及び関連会社での費用処理の時点が異なることがあると考える。さらに、融通のプロセス上、融通先となる子会社が確定した時点で親会社の個別財務諸表において費用を減額することになると、本公開草案第 4 項の時点よりかなり後の時点となる可能性があるため、個別財務諸表の会計処理と連結財務諸表の会計処理が本公開草案第 4 項の時点で行えるのかについて懸念がある。
6. 制度の変更は法令に基づくものではなく、今後も需要家等の要望があれば制度の変更が生じうるものと理解している。例えば、子会社が需要家となり、グループ企業に非化石価値を融通するようなケースも実務のニーズとして考えられるが、そのような制度の変更についても本公開草案 BC4 項に記載のとおり定めのない事項に関しては公開の場で検討するという理解でよいか確認したい。

#### (非化石価値の定義の再検討)

7. 範囲を狭める方向で定義を明確化する提案に異論はない。ただし、「非化石価値」について、法律上の定義と会計上の範囲が異なることを説明しておいた方がよいと考える。実務対応報告の表題にある「非化石価値の特定の購入取引」は、「特定の非化石価値」とした方が、誤解がないと考える。
8. 事務局提案の定義では、「エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則」(平成 22 年経済産業省令第 43 号)を先に記載した上で、法律である「エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」(平成 21 年法律第 72 号)(以下「高度化法」という。)を記載することとされているが、一般社団法人日本卸電力取引所の非化石価値取引規程における非 FIT 再エネ指定非化石証書の定義のように高度化法を先に記載することも考えられる。

以 上